

# 非常変災時の休業及び登下校等について

【令和2年7月6日改定版】

## 1 登校する前に警報（いかなる警報であっても）が発表または警戒レベル3以上が発令されたとき

7時15分の時点で警報(または警戒レベル3以上)が発表されていない	通常通り登校
7時15分の時点で警報(または警戒レベル3以上)が発表されている	自宅待機
①正午までに解除された	1時間後をめぐりに授業開始
②正午までに解除されなかった	休校

※登校する場合は、安全を確認して登校

※安全でないと判断すれば登校をしない、解除後1時間後にこだわらない判断も

## 2 登校してから強風注意報、暴風警報が発表または警戒レベル3以上が発令されたとき

① 強風注意報が発表されたとき	生徒が安全に帰宅できると認められるときを見計らって、授業を速やかに中止し、下校
② 暴風警報発表時または警戒レベル3以上発令時	校内の最も安全な場所で待機。その後保護者への引き渡し等
③ 警戒レベル4以上発令時	学校の安全な場所で待機(状況により引き渡し)

## 3 登校してから警報(大雨・洪水・大雪)・記録的短時間大雨情報が発表または警戒レベル3以上が発令されたとき

A 生徒が安全に帰宅できると認められるとき	授業を速やかに中止し、下校
B 安全に帰宅させるのが困難であると判断したとき	校内の最も安全な場所で待機。その後保護者への引き渡し等

## 4 特別警報が発表されたとき

① 特別警報が発表されたとき	「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」
② 保護者が迎えに来たとき	状況を考慮の上、安全が確認できれば引き渡し

※気象や災害の状況により上記によらない対応をする場合は、保護者メールにてお知らせします。